



バスでらくらく ディズニーシャトル！ 東京ディズニーランド®の旅



**7月20日(日), 7月31日(木)
8月10日(日)**

夏休み期間中の「ディズニーシャトル」ツアーです！
※ディズニーシーをご希望の方はモノレールでご移動ください。

**【ご注意】TDRパスポートは付いておりません。必ずお客様ご自身で
公式サイトやコンビニ等で出発確定のご連絡後にお買い求めください。**

※購入後のチケットは取消できません。有効期間内の日付変更のみ可能です。

●旅行代金/お一人様

バス代のみ
(大人子供同額)

8,000円



●旅行代金に含まれるもの

バス代・高速代・駐車料金・乗務員費用・保険料

※TDRパスポート、食事は付いておりません。

月日	行 程					
7/20(日) 7/31(木) 8/10(日)	高根沢車庫～さくら市～高根沢町民広場～岡本駅東口～JR宇都宮駅西口～東武宇都宮駅					
	4:00	4:15	4:40	5:05	5:25	5:35
	～(高速)～ 東京ディズニーランド駐車場 ～(高速)					
	8:00 – 21:00					
	～東武宇都宮駅～JR宇都宮駅西口～岡本駅東口～町民広場～さくら市～高根沢車庫					
	23:25	23:35	23:55	24:10	24:25	24:45

< ご 案 内 > ※必ずお読み下さい。

【取消料】ご旅行代金 7月20日(日)→7月10日(木)より 7月31日(木)→7月19日(土)より
の20% 8月10日(日)→7月31日(木)より

●バス会社：仁井田観光バス

●募集人数：45名 ●最少催行人員：20名

仁井田観光

検索

※出発日の15日前の時点でお申込者数が最少催行人員に満たない場合は中止とさせていただきます。

●道路交通状況により予定通り運行されない場合がございますので予めご了承ください。



催行確定は、3週間前を目安にご連絡します。チケットのご購入は、必ず確定のご連絡後にお願いします。

ご旅行条件書

この度は、株式会社仁井田観光（以下「当社」といいます）の主催旅行にご予約いただき誠にありがとうございます。当社は、当社の旅行業約款（主催旅行約款の部）に基づき、以下の条件によりお申し込みを承ります。ご契約の際は、下記の条件をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。また、この書面は、旅行業法第12条の4に定められた取引条件説明書です。お客様との旅行契約が成立した場合、旅行業法第12条の5によりお客様にお渡しする契約書面の一部になります。

1. 旅行のお申し込み

- (1) ご来店にてお申し込みの場合は、所定の申込書の提出と、別表に記載した申込金をお支払いいただきます。
- (2) 電話、郵便、メール、ファクシミリ等でご予約の場合は、当社が承諾した日の翌日から起算して3日以内に前記の申込金をお支払いいただきます。
- (3) 申込金は、旅行代金・取消料・違約金の一部に充当します。

2. お申込み条件

- (1) 身体に障害をお持ちの方、②現在健康を損なわれている方、又は特別な手配を必要とする方は、その旨お申出下さい。該当するお客様には、お伺い書、健康診断書等を提出していただく場合があります。団体行動に支障をきたすと当社が判断した場合は、お申込をお断りさせていただくか、同伴者等を条件とすることがあります。

- (2) ①15歳未満の方のご参加は、特定のコースを除き父兄又は保護者の同伴を条件とします。

- (2) 15歳以上18歳未満の方のご参加の場合は、当社別途定めた一定条件に該当する場合を除き、保護者の同意書を提出していただきます。

- ③お客様が他のお客様の迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると判断する場合は、お申込をお断りすることがあります。

3. 旅行契約の成立時期

当社がお客様との契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

4. 旅行代金について

- (1) 子供代金は、小学校在学中のお子様に適用します。但し航空機利用の場合等で小児運賃が適用になる時は、小学校就学前のお子様も別途旅行代金を申し受けます。

- (2) 旅行代金は、旅行開始日の14日前までにお支払いいただきます。

5. 旅行契約内容の変更、旅行代金の変更

- (1) 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止（欠航、不通、休業等）官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与しない事由が生じた場合は、理由を説明して旅行内容を変更することがあります。又、その内容により旅行代金を変更することがあります。

- (2) 運送、宿泊機関等の利用人員によって旅行代金が異なる場合、当社の責任によって利用人員が変更になった時は、旅行代金を変更することがあります。

6. お客様による旅行規約の解除等

- (1) 取消料のかかる場合

お客様は、いつでも【別表】取消料を当社に支払い、旅行規約を解除することができます。当社の責任とらないローンの手続き等の事由による取消も取消料をいただきます。

- (2) 取消料のかからない場合

以下の例示する旅行内容の重要な変更が行われた時は、当社は取消料をいただきません。

- ①旅行開始日または旅行終了日の変更

- ②観光地、観光施設、その他の旅行目的地的変更

- ③運送機関の種類または運送会社名の変更

- ④運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更

- ⑤宿泊施設名の変更

- ⑥宿泊施設の客室の種類、設備、景観の変更

- ⑦①～⑥に掲げる変更のうち、ツアータイトル中に記載のあった事項の変更

- (3) 旅行者の交替

お客様の都合により旅行者を交替する場合は当社の承諾を必要とします。この場合当社所定の用紙に必要事項を記入していただくとともに、交替に伴い発生する手続きの実費等を申し受けます。

7. 当社による旅行契約の解除

次に掲げる場合は当社は旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行開始後の解除

- ①お客様が当社に予め明示した参加旅行者の条件を満たさないことが判明した時。

- ②お客様が病氣その他の事由により、当学旅行に耐えられないと認められた時。

- ③お客様が他のお客様の迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められた時。

- ④契約締結の際に明示した旅行実施条件が成就しない恐れが極めて大きい時。

- ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止等、当社が関与しない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい時

- ⑥所定の期日までに旅行代金をお支払いいただかなかった時

- ⑦募集広告に表示した最小催行人員に達しなかった時。この場合は、旅行開始日の10日前（日帰りの場合は4日前）迄に電話又は文書でお客様に通知します。

(2) 旅行開始後の解除

- ①お客様が病氣その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められた時。

- ②お客様が添乗員の指示に従わない等、団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる時。

- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となった時。

8. 旅行代金に含まれているもの、含まれていない費用

- (1) 旅行日程に明示した次の費用は、旅行代金に含まれています。利用する運送機関の運賃・料金、宿泊料金、観光料金（入場料・ガイド料等）手荷物運搬料金（原則として、航空会社の規定範囲内）

- (2) 次の費用は旅行代金に含まれておりません。旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれに課税される税、サービス料、超過手荷物料金、クリーニング代、電話代、チップ等の個人的性質の私費用。傷害・疾病に関する医療費。希望者のみ参加のオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金等。

9. 当社の責任について

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意・過失によりお客様に損害を与えた時その損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に通知があったときに限ります。

- (2) 手荷物についての損害は、損害発生の日から起算して14日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

- (3) お客様が次に明示するような事由によって損害を被られたときは、当社は前記の責任を負いません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、又はこれらのために生じる

- ③官公署の命令、伝染病による隔離

- ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難

- ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更等又はこれらによって生じる旅行行程の変更、目的地滞在時間の短縮。

10. 旅行中の損害の補償について

- (1) 当社は、お客様が主催旅行の参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって、生命、身体に被られた一定の損害について、当社の旅行業約款（特別保証規定）に定める死亡補償金後遺障害補償金及び入院見舞金をお支払いします。

- (2) 主催旅行参加中に被られたお客様の損害が、例えば、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、自由行動中の山岳

- 登山、スリッパ、バックライダ―搭乗、超軽量動力機搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものである時は、前記補償金及び見舞金は支払いしません。

- (3) 当社の主催旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する主催旅行（オプションツアー）については、主たる主催旅行契約の一部として取り扱います。

11. 旅程補償について

- (1) 当社は、契約書面に記載した旅行内容に、次に掲げる変更が生じた時は、当社の旅行業約款に基づき、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いします。

- ①旅行開始日又は終了日の変更

- ②観光地、観光施設、その他の旅行目的地的変更

- ③運送機関の種類又は運送会社名の変更

- ④運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更

- ⑤宿泊施設名の変更

- ⑥宿泊施設の客室の種類、設備、景観の変更

- ⑦①～⑥に掲げる変更のうち、ツアータイトル中に記載のあった事項の変更

- (2) 前記に関わらず、旅行内容の変更が次に掲げる事由による場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- ①旅行日程中に支障をもたらす悪天候、天変地異

- ②戦乱

- ③暴動

- ④官公署の命令 ⑤欠航、不通、休業などの運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

- ⑥遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供

- ⑦旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な処置

- ⑧第9条に基づく当社の責任が明らかである時（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、座席、部屋その他諸施設の不足が発生したことによる場合は除きます）

- (3) お客様1名に対してお支払いする変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、支払うべき変更補償金の額が千円未満の時は支払いしません。

- (4) 当社は、お客様の同意を得て、変更補償金の額に相当する価値の物品又は旅行サービスを提供することで、金銭による変更補償金の支払いに替えることがあります。

12. 旅程管理（添乗員等）について

- (1) 当社は、旅行内容により添乗員その他の者を同行させて、旅程管理業務その他の当該主催旅行に付随して当社が必要と認める業務を行わせることがあります。

- (2) 添乗員が同行しない場合は、当社又は旅程管理業務を行う現地手配業者の連絡先を、契約書面又は確定書面に記載します。

13. 確定書面（最終日程表）の交付期日

確定した旅行日程、主要な運送機関名や宿泊施設名等を記載した確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の7日前以降にお申込みの場合は、旅行開始日当日に交付することがあります。なお、確定書面の交付期日前であってもお問い合わせいただければ、手配状況についてご説明します。

14. その他

当書面に記載のない事項については、当社の旅行業約款（主催旅行の部）によります。当社の旅行業約款をご希望の方はご請求下さい。

15. 運送機関の座席や宿泊施設の部屋

- (1) 航空機、列車等の座席については、窓側・通路側又は金銭座席等、座席の指定はできません。また運送機関からの座席割り当ての状況により、ご家族、グループの方でも隣り合わせにならない場合がありますので予めご了承下さい。

- (2) 旅館・ホテル等の部屋の割り当てについては、部屋の向き、タイプ、調度品など必ずしも同一でない場合があります。又、グループでご参加の場合でも隣又は近くの部屋をご用意出来ない場合があります。

取消料（別表） 出発日を含みます。

- (1) 航空機、列車等の座席については、窓側・通路側又は金銭座席等、座席の指定はできません。また運送機関からの座席割り当ての状況により、ご家族、グループの方でも隣り合わせにならない場合がありますので予めご了承下さい。

- (2) 旅館・ホテル等の部屋の割り当てについては、部屋の向き、タイプ、調度品など必ずしも同一でない場合があります。又、グループでご参加の場合でも隣又は近くの部屋をご用意出来ない場合があります。

- (3) 当社の主催旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する主催旅行（オプションツアー）については、主たる主催旅行契約の一部として取り扱います。

- (4) 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、又はこれらのために生じる

- ③官公署の命令、伝染病による隔離

- ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難

- ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更等又はこれらによって生じる旅行行程の変更、目的地滞在時間の短縮。

- (3) お客様が次に明示するような事由によって損害を被られたときは、当社は前記の責任を負いません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、又はこれらのために生じる

- ③官公署の命令、伝染病による隔離

- ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難

- ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更等又はこれらによって生じる旅行行程の変更、目的地滞在時間の短縮。

- (3) お客様が次に明示するような事由によって損害を被られたときは、当社は前記の責任を負いません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、又はこれらのために生じる

- ③官公署の命令、伝染病による隔離

- ④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難

- ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更等又はこれらによって生じる旅行行程の変更、目的地滞在時間の短縮。

お問い合わせ

株式会社 仁井田観光

028 (676) 0069

●FAX 028 (676) 2812 ●Eメール info@niitakanko.co.jp ●http://www.niitakanko.co.jp

〒329-1203 栃木県塩谷郡高根沢町伏久 4 7 2

受付時間

栃木県知事登録旅行業第2種326号

9:00 ~ 18:00

総合旅行業取扱管理者／片山 美紀